

関島社会保険労務士事務所便り

2018年
4月号

関島社会保険労務士事務所
 (墨田葛飾地区中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
 電話：03-3609-7668
 HP：http://www.srseki.info



(水芭蕉)

大手企業の春闘回答状況

連合傘下の金属大手が3月14日、5年連続ベースアップ・賃金改善などの賃上げ分を獲得したほか、UAゼンセン、情報労連、運輸労連、交通労連、航空連合、JEC（日本化学エネルギー）連合、フード連合などの連合傘下組合も賃上げ回答を受けています。

連合は、同日、「回答水準は昨年水準を上回る基調にあり、追い風となる成果」、「すべての働く者の処遇の底上げ・底支え、格差是正を実現するためには、本日までに示された回答内容を、続く中堅・中小組合はもとより、未組織を含めてすべての働く者の賃金引き上げに確実に波及させなければならない」などとするアピールを公表しました。

私鉄はじめ初任給引上げ等があいついでおり、東武では扶養手当の体系見直しを提示し、「配偶者の手当を減じ、子供の手当を現行1万円から3万円に引上げる」としています。

全労連や純中立組合などでつくる国民春闘共闘委員会が3月26日に公表した集計によると、3月23日時点での回答額の単純平均は5,531円、率で1.94%、過重平均では6,084円、2.05%となり、ともに金額では前年同期を上回っています。

また、パートなどの非正規雇用者の賃上げ状況について成果があったとし、時間額引き上げの単純平均額は22.1円となり、引き上げ率は1.77%としています。

主な企業の賃上げ(ベースアップ) 等回答額

| | | | |
|------------|--------------------|----------|-------------------|
| 三菱重工 | 1,500円 | ヤマト運輸 | 3,327円、 |
| 電機・鉄鋼大手 | 1,500円 | 名鉄運輸 | 2,404円 |
| ホンダ | 1,700円+年間一時金6.2か月 | 全新潟運輸 | 3,103円 |
| 日産 | 3,000円+年間一時金5.8か月 | 日本梱包運輸倉庫 | 2,378円 |
| トヨタ | 非公表 一時金年間243万円 | 飛騨運輸 | 2,068円 |
| 東急 | 1,500円相当の昇給(ベア相当) | 富士フィルム | 2.20%、賃上げ分1,500円 |
| 近鉄 | 前年実績+300円の賃金引上げ | サッポロビール | 2,000円 |
| 西鉄 | 2%+1,000円 | JR西日本 | 1,200円年間一時金5.66か月 |
| NTTグループ8社 | 1,800円(基準内および成果手当) | JR東海 | 1,300円+夏季手当3.05か月 |
| KDDI | 1,782円 | JR東日本 | 基本給0.25%分のベア |
| KDDI非正規組合員 | 平均1,300円 | | 初任給5,000の引き上げ |

(ベースアップには定期昇給分は含みません。)

年金扶養控除申告書の複雑化と中国企業に再委託 130万人に過少支給とミス多発

◆ハガキからA3用紙に複雑化

日本年金機構は、年金受給者に毎年9月送付する「公的年金等の扶養控除申告書」について、これまでは「往復はがき」で「変更なし」欄にチェックするだけで済んでいたものを、昨年からはA3用紙にマイナンバー欄や所得等を詳しく聞く欄を増やし、年金受給者約800万人に送付しました。

ところが、多くの受給者がこの複雑な変更気付かず、返送しなかったり、間違えたりして、およそ130万人の受給者について本来額より少なかったことが明らかになっています。

複雑な手続きや年金受給者への周知活動が不十分で、機構側の運営上の姿勢が改めて問われています。

◆扶養親族がない人も提出が必要

年金を受け取る人の中でも65歳未満で年収108万円以上、65歳以上で年収158万円以上の人には所得税がかかり、年金支給額から源泉徴収されます。対象者が様々な所得税の控除を受けるためには、毎年機構が送付する「扶養親族等申告書」を記入して提出する必要があります。

扶養親族のいない人もこの申告書を返送しないと通常の所得税(5.105%)でなく、10.21%の課税がされ、年金額が減額となります。

年金機構は2月末までに申告書の提出があった人については、次回の4月分に上乗せして支払い、申告書の提出が3月以降になると、支払いは5月又は6月支給分以降になる見通しです。

◆正しく申告してもミスが多発

これとは別に受給者が正しく申告したにもかかわらず、データ入力を委託した業者のミスが多発しています。

年金機構は申告書を提出した約500万人のデータの入力を「SAY企画」に委託しており、「SAY企画」は、再委託が禁じられていたにもかかわらず中国の業者に再委託していました。

しかも、「SAY企画」は800人で業務にあたるとしていましたが、実際には百数十人というもの。契約上は手入力した後に二人で付き合わせますが、これを行わず機械で読み込んでいたというのです。

この過程で誤入力、入力漏れが多発し、点検作業も行われていなかったといます。年金機構はこの実態を知っていましたが、代替りの業者が見つからず放置していたというのですから問題は深刻です。

マイナンバーや氏名、住所、生年月日など重要な個人情報データの入力先を安さだけで決めていいのか。年金機構のみならず政府のずさんな管理体制が問われています。

年金機構は、申告書を見直し、4月下旬に未提出者など約90万人に再度送付するとしています。

また、この問題に対応するための窓口を設置。問い合わせはフリーダイヤル(0120)051-217で、受け付けは平日の午前8時半～午後5時

労働損失は「うつ」より大きい！

企業の「腰痛対策」

◆「腰痛・首の痛み」は最も労働損失を生じさせる

腰痛・肩こりを訴える方は多く、国民の訴える愁訴の1・2位を占めると言われています。

「たかが…」と甘く考えてはいけません。慢性疾患による労働損失調査によると、世代を問わず最も就労に影響を与えるのが腰痛・首の痛みであり、特に30代では約3割もの人が、業務に差障りがあると回答しています。

また、腰痛・首の痛みが生じさせる労働損失は、うつ・不安・意欲障害よりも大きいと試算されていますので、職場としても対策を行い、腰痛を減らしていくことが重要です。

◆朝・昼2回のストレッチが効果的

腰痛で多い「ギックリ腰」や「椎間板ヘルニア」を防ぐためには、崩れた筋肉骨格のバランスを正すことが大切です。

ギックリ腰の発生は9～11時台、昼休憩後の14～15時台に多いというデータがあります。その時間帯の前、例えば朝（始業時）と昼休憩時に、腰を反らすといった簡単なストレッチを行って体のバランスを整えるだけでも効果があります。

とはいえ、職場でのストレッチは周囲の目が気になるという声もあります。個人に対策を求めるのではなく、部署単位でストレッチの重要性を理解し実践することで、仕事の合間にストレッチがしやすくなり腰痛の発生件数が減ったという例もありますので、参考にしてみてくださいはいかがでしょうか。

◆早期の職場復帰が有効

腰痛が起こった場合に、整形外科や産業医学では休養を勧めることが多いようです。

しかし、近時は、安易に休むのではなく、少しでも動けるようになったら、軽作業からであってもできるだけ早期に職場復帰することが大事だと言われるようになってきました。

「また痛くなるのでは」との不安や恐怖心が予後を悪くするとも言われます。

できる範囲で働いてもらうことで、治療の面でも大きな効果があると言えそうです。



●パワハラ対策検討会 報告書まとめる

厚生労働省の職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会は、27日、最終会合を開き、報告書をまとめた。同検討会は昨年3月の「働き方改革実行計画」でパワハラ防止策強化の検討が明記されたことを受けて設置され、パワハラ防止策を法律で企業に義務づけるかが注目されていたが、報告書では法制化とガイドラインの策定の両論併記にとどまった。今後は、労働政策審議会で議論がなされる。(3月28日)

●労基署に「労働時間改善指導・援助チーム」

厚生労働省は、4月1日から全国の労基署に労働条件の確保・改善を目的とした「労働時間改善指導・援助チーム」を編成する。チームは、中小企業に対し法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行う「労働時間相談・支援班」と、長時間労働を是正するための事業所への監督指導を行う「調査・指導班」の2つの班で構成する。(3月28日)

●扶養親族等申告書を見直し

日本年金機構が委託したデータ入力に約95万2,000人分のミスがあった問題を受け、ミスの発端となった扶養親族等申告書が見直されることとなった。申告書のサイズや記入事項が前年と大きく変わったため混乱が生じ、未提出や記載内容の不備により未提出扱いとされた人が約130万人(提出対象者は795万人)いた。新しい申告書は、4月下旬に未提出者など約90万人に送付される。(3月27日)

●年金 マイナンバー活用が再延期へ

日本年金機構がデータ入力を委託した情報処理会社が、多数のデータ入力ミスや中国の業者に無断で再委託していたことが相次いで発覚した問題を受けて、3月中に開始予定だった機構と自

治体とのマイナンバーの情報連携が当面延期されることがわかった。機構は委託業者の管理手法や監査体制を見直す。(3月21日)

●建設業の労働環境改善に向け人件費加算へ

国土交通省は、建設業界の労働環境改善策をまとめ、2018年度から国が発注する工事で週休2日を確保した場合、人件費の5%分、建設機械のリース費の4%分をそれぞれ上乗せして支払うとことを決めた。社会保険未加入企業には、建設業の許可や更新も認めない方針。今夏までに仕組みを決めるとしている。(3月21日)

●働き方改革、労働時間の把握を義務付け

厚生労働省は、今国会への提出を目指している働き方改革関連法案の一部を修正し、長時間働いた従業員が労働安全衛生法に基づく医師の面接指導を受けられるよう、労働時間の把握を企業に義務付ける規定を盛り込む方針を固めた。当初は省令で定める予定だった。裁量労働制の対象拡大を法案から全面削除するのに伴い、裁量労働制で働く人の健康確保措置の強化策も削除されることを踏まえた措置。(3月20日)

●中退共が3年ぶりに退職金を上乗せ

厚生労働省は、2018年度の中小企業退職金共済制度(中退共)について、約3年ぶりに退職金を上乗せ(0.44%)して支給することを明らかにした。株価の上昇などで運用益が出たことなどによる措置。(3月12日)

